

その他プラスチック

【全地区】

◎ゴザ、カーペット、ビニールシート等の長いものは折りたたんで、縛って出してください。

縛って出す場合は、排出者がわかるように氏名を表示してください。

容器包装プラスチック

【全地区】

◎トロ箱、電化製品等の緩衝材（発泡スチロール型）は、「その他プラスチック」へ出してください。多量に出す場合は、発泡スチロールだけをまとめて指定袋に入れて出してください。

◎米袋（ビニール製）、苗ポットは「容器包装プラスチック」へ出してください。

ペットボトル

【全地区】

◎つぶして出してください。

金属類

【全地区】

◎麻袋に入らない大型の「金属類」は麻袋を付けて出してください。

◎金属とプラスチック等の複合製品は、簡単に外れる範囲で分解し、難しいものは無理に分解せず、そのまま「金属類」へ出してください。

【大島、久賀、橘地区の変更点】

◎レンジパネル、インスタント食品容器（アルミ製）は「金属類」へ出してください。

【大島地区の変更点】

◎廃家電製品（粗大ごみ以外）は、「金属類」へ出してください。

◎ライター（百円ライターを含む）は、「埋立ごみ」へ出してください。

【久賀地区の変更点】

◎月1回の収集に変更になります。

有害ごみ

【東和地区の変更点】

◎蛍光管、乾電池、体温計（水銀使用のみ）は「不燃ごみ」から「有害ごみ」になります。

埋立ごみ

【東和地区の変更点】

◎「不燃ごみ」は「埋立ごみ」に呼称変更になります。

平成20年4月から 町内のごみの分別、収集方法が 統一されます。

町環境センターの竣工に伴い、各地区の分別方法を統一するため、平成20年4月からごみの分別、収集方法を一部変更しますのでお知らせします。収集日程についても一部変更になりますが、詳しくは、「ごみ分別の手引き」と「平成20年度家庭ごみの収集日程表」を各戸配布していますのでご覧ください。

◆問い合わせ／生活衛生課 ☎ 79 - 1010

可燃ごみ（燃やせるごみ）

【全地区】

◎木くず、枝、草

・50センチメートル以下の長さに切って指定袋に入れるか、縛って出してください。

・縛って出す場合は、排出者がわかるように氏名を表示してください。

◎布団などの指定袋に入らないもの

・ヒモで縛って、排出者がわかるように氏名を表示してください。

・多量に出す場合は、数回に分けて出してください。

◎焼却灰は、いったん別の袋に入れて、指定袋に入れて出してください。

空き缶

【全地区】

◎空き缶類で、「金属類」へ出すもの

・ミルク缶より大きい缶

・キャップ、ふた（金属製のみ）

・つぶれた缶、さびた缶

◎スプレー缶は必ず穴をあけて「金属類」へ出してください。

【東和地区の変更点】

◎月1回の収集に変更になります。

空ビン

【久賀、東和地区の変更点】

◎空ビンは、3色（透明、茶色、その他）に分別してください。

◎ごみステーションに備え付けているコンテナボックスに入れてください。

・透明ビン（白色のすりガラスビンも含む）

・・・白色コンテナボックス

・茶色ビン

・・・黄色コンテナボックス

・その他のビン

・・・青色コンテナボックス

【東和地区の変更点】

◎月1回の収集に変更になります。